第43回 定時株主総会

招集ご通知

開	催	日	時

2022年3月30日(水曜日)午前11時 受付開始:午前10時

開催場所

栃木県日光市嘉多蔵668番地 ピートダイゴルフクラブVIPコース会議室 (会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会 場ご案内図をご参照ください。)

議 案

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役

を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任

の件

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の 観点から、株主の皆様におかれましては極 力書面またはインターネットによる事前の 議決権行使をお願いいたします。

また、本年は株主総会終了後のお土産の配 布、並びに懇親会につきましては諸般の事 情を鑑み、中止させていただきます。何卒 ご理解賜りますようお願いいたします。

目 次

第43回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
インターネットによる議決権行使のご案内…	3
(提供書面) 事業報告······	4
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27

株主各位

栃木県日光市根室697番地1 株式会社大日光・エンジニアリング 代表取締役会長 山 口 侑 男

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては極力書面またはイン ターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日(火曜日)午後5時10分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 2022年3月30日 (水曜日) 午前11時
- 2. 場 所 栃木県日光市嘉多蔵668番地

ピートダイゴルフクラブVIPコース会議室

- · · · · · · (会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第43期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第43期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.dne.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげ

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2022年3月30日 (水曜日) 午前11時 (受付開始:午前10時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2022年3月29日(火曜日) 午後5時10分到着分まで



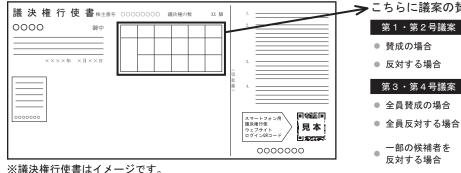
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日) 午後5時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- ≫ 「賛 | の欄にO印
- 反対する場合
- ≫「否」の欄に○印
- 全員替成の場合
- ≫「替 I の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫「否」の欄にO印
- 一部の候補者を 反対する場合
- 「賛 | の欄に〇印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいた します。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

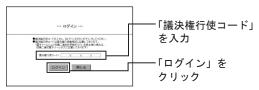
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

事 業 報 告

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境を振り返りますと、国内においては8カ月弱が新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言下という厳しい状況のなか、景気は落ち込みと持ち直しの動きを繰り返しました。米国ではワクチン接種の進展により大規模な行動制限は実施されず、個人消費と設備投資を中心とした堅調な内需により成長ペースが加速しました。中国経済は新型コロナ感染症封じ込めに向けた経済活動の制限強化等により夏場にかけて減速したものの、その後活動制限が緩和されたこともあり景気は持ち直しの動きとなりました。一方で、年度初頭に顕在化した世界的な半導体不足は未だ解消されておらず、半導体以外においても様々な部品・部材の供給逼迫が続いています。

このような経営環境下、当連結会計年度の経営成績は下記のとおりとなりました。

日本では、産業機器用は、半導体メモリーに対する世界的な需要増加を受け半導体製造装置関連の売上が増加し、また新機種立上に伴いカメラ用交換レンズの受注が増加したこと等により増収となりました。医療機器用は大型精密検査機器用を中心に受注が伸び増収となりました。社会生活機器用は、個人消費は回復傾向にあるものの受注先における内製化の動き等により減収となりました。車載機器用は、昨年量産を開始した九州工場の生産が順調に推移したこと等により増収となりました。オフィス・ビジネス機器(OBU)用は、在宅ニーズを含め需要は増加傾向にある一方、一部製品が海外生産へ移管となった影響等により減収となりました。遊技機器用は受注が増加傾向である一方、電子部品供給逼迫の影響を受け生産が後ろ倒しになったこと等により減収となりました。また業務請負・人材派遣子会社は、製造業における人手不足等を背景に増収となりました。オフィス・ビジネス機器販売子会社は企業のDX化に対応した営業展開及び複合機入替えニーズの増加等により増収となりました。基板製造子会社は、遊技機関連の受注が増加したこと、また親会社と連携した営業活動等により増収となりました。部品加工事業子会社は、主力の次世代自動車向け部品受注が堅調に推移し増収となりました。この結果、日本の売上高は13,175百万円(前期比17.3%増)となりました。

アジアでは、香港子会社においては、グループ外への部品販売が伸びたものの、中国・深圳子会社ではセットメーカーにおける中国華南地区から他のアジア諸国への生産移管の動き等により減収となりました。中国・無錫子会社では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生産調整を余儀なくされた前年の反動、および日系メーカー向けの車載機器用受注が増加したこと等により増収となりました。一方、タイ子会社では半導体を中心とした電子移部品の供給逼迫を受け、主力製品の生産が制限されたこと等により減収となり

ました。この結果、アジアの売上高は、16,658百万円(前期比0.6%減)となりました。

以上の結果、連結売上高は、29,858百万円(前期比6.6%増)となりました。

営業利益は、日本では親会社が増収及び生産効率改善等により増益となったほか、基板製造子会社では新たな製造ラインがフル稼働し生産性が大きく向上したこと等により、前年の営業損失から転じて営業利益を確保しました。業務請負・人材派遣子会社及びオフィス・ビジネス機器販売子会社は売上増加が寄与し増益となりました。また、部品加工事業子会社は次世代自動車などの高付加価値試作品売上が利益に貢献しました。以上より国内部門は増益となりました。一方、アジアでは香港子会社が売上増加により増益となりましたが、深圳子会社及びタイ子会社では売上減少分を生産効率改善等でカバー出来ず減益となりました。また無錫子会社は、部品供給逼迫に伴い生産効率が低下したこと等により減益となりました。以上より、連結営業利益は196百万円(前期比4.4%減)となりました。

営業外損益は、消耗品等売却益、海外子会社における為替差益等が増益要因になったものの、持分法による投資損失、固定資産圧縮損等が減益要因となり、連結経常利益は275百万円(前期比33.8%減)となりました。

上記に加えて、固定資産売却益等の特別利益、中国深圳連結子会社における生産終了に伴う費用として従業員に対する早期退職費用引当金繰入額の計上及び固定資産除却損等の特別損失、また、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は90百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は562百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ, 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社及び海外子会社における設備投資については、国内・轟工場における倉庫建設、機械及び装置の更新に伴う製造設備の新設等を中心に実施いたしました。

- ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,760百万円の調達を 実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ① 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
 2021年8月18日付で、TROIS VIETNAM CO., LTD. を子会社として設立いたしました。また2021年12月1日付で、Huizhou Trois CaiHuang Electronics Co., LTD. が実施した第三者割当増資引受により、資本金持分を40.0%より77.5%に増加させ連結子(孫)会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	分	第 40 期 (2018年12月期)	第 42 期 (2020年12月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)		
売 上	高(百万円)	25, 788	27, 724	28, 004	29, 858	
親会社株主に帰属する当期純和 親会社株主に帰属する当期純担		△829	363	306	△90	
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損	失 (△) (円)	△159. 86	70. 07	57. 85	△16. 76	
総	産(百万円)	18, 187	19, 730	19, 658	21,050	
純資	産(百万円)	2, 556	2, 829	3, 294	3, 628	
1 株当たり純資	産 額 (円)	488. 07	540. 08	583. 76	636. 22	

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

^{2.}当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (\triangle)及び1株当たり純資産額については、当該株式分割が第40期の期首に行われたものと仮定して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容				
TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD.	177, 050, 000HK\$	100%	電子部品の受託加工				
NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD.	9, 500, 000US\$	100% (100%)	電子部品の受託加工				
TROIS ELECTRONICS (WUXI) CO., LTD.	14, 654, 161. 4US\$	100%	電子部品の受託加工				
TROIS (THAILAND) CO., LTD.	60, 000, 000TH₿	100%	電子部品の受託加工				
株式会社ボン・アティソン	55,000,000円	55,000,000円 100% 人材派遣業及び業務請					
株式会社大日光商事	50,000,000円	100% (40%)	事務機器販売業				
栃木電子工業株式会社	50,000,000円	100%	電子基板製造				
株式会社NCネットワークファクトリー	300, 100, 000円	60%	機械部品の受託加工				
NC NETWORK, INC.	700, 000US\$	60% (60%)	機械部品の受託加工				
TROIS VIETNAM CO., LTD.	1,000,000US\$	100% (100%)	電子部品の受託加工				
Huizhou Trois CaiHuang Electronics Co., LTD.	8, 000, 000RMB	77. 5% (77. 5%)	電子部品の受託加工				

- (注)1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 - 2. 2021年8月にTROIS VIETNAM CO., LTD. を設立しております。
 - 3. 2021年12月に当社はHuizhou Trois CaiHuang Electronics Co., LTD. が実施した第三者割り当て増資を引受け子会社化しております。
 - 4. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業は、車載機器、医療機器、産業機器、オフィス・ビジネス機器、社会生活機器、その他機器のカテゴリーに使用するプリント配線基板への電子部品実装部門と、実装したプリント配線基板も含めた機構組立部門(最終製品に組み込まれるユニット)を有するEMS(エレクトロニクス・マニュファクチャリング・サービス)であります。EMS業界は次々に新しい電子機器が誕生し続けていること、また、大手セットメーカーにおける開発設計部門への特化傾向等により需要は年々増加しており、市場規模は今後も拡大が見込まれております。

一方、競争の激化による利幅の縮小、製造拠点が多い中国を始めとするアジア諸国の賃金水準上昇、新型コロナウイルス感染症拡大、世界的な半導体供給逼迫、国内外における労働力不足、各種原材料価格の高騰等については引き続き注視していく必要があります。

(前期の振り返り)

上記のような経営環境において、昨年度当社グループは①経営基盤の強化、②経営基盤の拡充、③人材育成に対する取組強化を優先的に対処すべき課題として取り組んでまいりました。各課題に対する昨年度の主な取組内容は次の通りであります。

①経営基盤の強化

- ・従来別々であった営業部門と購買部門を購買力強化及び顧客対応力向上のため同一部門に集約。
- ・業務効率アップにつながるITツール・システムの複数導入(新たな見積システム他)。
- ・外部コンサルタントを交えた生産改善活動継続実施。

②経営基盤の拡充

- ・ベトナム現地法人設立(2021年8月)
- ・中国恵州市における持分法適用関連会社を子(孫)会社化(2021年12月)
- ・地元大学の人工衛星開発、打上プロジェクトに参画。電源基板製造協力によりプロジェクト成功に貢献。
- 九州工場において車載機器用基板量産開始。
- ・カーボンニュートラルに向けた取組スタート(自家消費型太陽光発電450kW導入及びカーボンニュートラル 関連勉強会実施)
- ・SDGs推進(関連企業における食品ロス削減取組継続、外部機関によるSDGs取組に対するレビュー実施)
- ③人材育成に対する取組強化
- 新人事制度の試験的導入。
- 新たな階層別研修の導入。
- ・健康経営推進(メンタルヘルス相談窓口設置、工場毎に目安箱設置他)

(対処すべき課題)

当期につきましても前述の経営環境は継続すると考えており、①経営基盤の強化、②事業領域の拡充、③人材育成に対する取組強化、④SDGs/ESG経営の推進を対処すべき課題として取り組んでまいります。なお具体的な内容につきましては次の通りです。

(1)経営基盤の強化

①生産効率の向上

生産効率向上を目的とするQMS (Quality Management System) すなわち生産革新活動が最重要課題であるとの認識の下、生産効率の向上に向け当社グループを挙げて取組んでおります。しかしながら各製造拠点によって手法にバラつきが見られたため、国内で習得したノウハウを海外にも移植のうえ、統一された活動の実践によりQMS生産革新活動がグループ全体の企業文化として定着するよう引き続き注力してまいります。

②購買部門強化と在庫管理の徹底

EMS事業を拡大していくうえで電子部品の購買・在庫管理は、生産効率と並ぶ最重要課題であります。EMSに対する最も基本的な顧客要求はQCD(品質、コスト、納期)であり、昨年度営業と購買を一体化した組織によるフレキシブルで強靭な購買体制の確立、外部コンサルタントとの共同による新たな在庫管理手法再構築、情報共有化をベースとするシステム再構築等を通し、グループ全体として電子部品・補助材料を適時・適量・適切価格で購入・在庫管理することにより顧客満足度の向上を図ってまいります

③海外子会社の効率化

当社グループの海外製造拠点は中国/深圳・無錫・恵州、タイ/チョンブリ、ベトナム/ハノイの5拠点、香港には部材調達・製品販売機能を持った拠点を配しており、各拠点が立地する産業クラスターに合わせた事業展開をしております。今後は、これらの拠点でこれまで蓄積してきたノウハウを相互に横展開することにより顧客の多層化を推進し、従来以上に顧客満足度の高いEMSを提供することにより更なる安定的経営と業容拡大を目指してまいります。

④自己資本の充実

2021年12月期末での連結自己資本比率は16.2%となっており、この引き上げが喫緊の課題となっております。そのため、国内・海外グループが安定的に利益を確保する体制を再構築するとともに、製品・仕掛品・原材料の適正在庫水準維持に注力すること、また、資産のオフバラ化による負債の圧縮を検討・実施すること等により、財務の安全性の判断基準となる自己資本比率の向上を図ってまいります。

⑤品質向上・環境対応への取組み

顧客の多層化推進の観点から車載機器・医療機器等、高い品質保証レベルを求める顧客獲得のために、先ず各製造拠点のターゲット顧客の要求に即した特定業種向けISOマネジメント・システムの定着を進め、もう一段レベルアップした品質保証体制の確立を目指してまいります。環境対応については、社会的にも環境問題が大きく取り上げられ、顧客からの環境関連の要求が急増している中、当社グループとして迅速かつ効率的に環境対策に取組むことができる体制を構築することは、当社の強み=顧客からの信頼につながるばかりでなく、各種環境関連法規に抵触しないための予防対策(=潜在的リスクの軽減)としても有効であると認識し、ISO14001に基づいた全社的管理体制をさらに強化してまいります。

(2)事業領域の拡充

①顧客の多層化

当社グループでは、これまでオフィス・ビジネス機器用ユニットをメインとした生産を行ってまいりましたが、各製造拠点が立地する地域の産業クラスター特性を念頭に置き、地域特性に応じた異なるカテゴリーを生産する顧客開拓に注力してまいります。海外における資本提携も視野に入れた車載ビジネス拡大を目指すとともに、国内で取得した医療ISOをベースに医療機器分野における高付加価値製品の受注拡大を目指してまいります。さらに、航空宇宙産業、リチウム電池等の比較的新しい産業分野での受注も目指してまいります。

②開発製造型EMS機能の拡充

当社グループは電子部品実装技術という製造力をベースに、顧客に対して新製品立上げの設計段階から関与し、調達・製造・物流まで受託するEMSとして発展してまいりました。さらに一昨年5月に当社グループに加わった株式会社NCネットワークファクトリーが保有する車載や産業設備向けを中心とした小ロット部品に関する開発力を活かし、当社グループを最先端の顧客ニーズにフレキシブルに対応できる新しい形のEMSに進化させ、企業価値の向上を図ってまいります。

③アライアンスの推進

当社グループはこれまで自社単独では取り組めないような事業を、パートナー企業や団体の力を活用し行ってきました。今後もアライアンス推進による新規事業開始や事業拡大を図るとともにパートナー企業の優れたノウハウ吸収に努め、当社グループのレベルアップに努めてまいります。

(3) 人材育成に対する取組強化

①人事制度再構築

昨年試験的に導入した新人事制度を本格的にスタートさせ、社員一人ひとりのやる気を伸ばし、全ての社員 が持てる能力を最大限に発揮することにより当社グループの持続的な発展を目指してまいります。

②健康経営へ取組

社員の心と身体の健康づくりに向けた保健指導やメンタルヘルス対策を推進することにより、社員のエンゲージメントとモチベーションの向上に繋げ、会社組織の活性化を図ってまいります。

③教育・研修プログラムの拡充

昨年導入した新たな階層別研修及びWEB研修等を充実させることにより、個人の成長を促し組織の成長に繋げてまいります。

④福利厚生の拡充

既に導入している外部福利厚生サービスの拡充及び社員の資産形成に関する支援強化等により、従業員の更なるモチベーション向上に努めてまいります。

- (4) SDG s/ESG経営の推進
- ①SDGsへの取組

経営を取り巻く環境が激変する中で社会と共生しながら新しい世界で創出される事業機会を獲得し、企業価値の向上を目指してまいります。また、社会や地域に貢献する活動を通し役職員に様々な気付きの機会を与え、企業活動の本質は社会貢献であることへの理解を深めてまいります。

②ESG経営の推進

具体的な取組内容は次の通りです。

E:カーボンニュートラルの推進、リユースバッテリー事業による環境に良いモノづくり推進

S:地域公園や直売所の運営による地域活性化や貢献、ワークライフバランスへの取組強化

G:監査等委員会設置会社としてのガバナンス強化

③コーポレートガバナンスの強化

当社は不祥事発生防止に向けた体制を強化すべく、2020年度に監査役会設置会社より監査等委員会設置会社 に移行いたしました。また、同年内部監査室を設置し監査機能の強化をしておりますが、2021年に新たに策定 したコーポレートガバナンスコードに基づき、全てのステークホルダーの信頼を更に高めるためコーポレート ガバナンスを強化した経営体制の確立に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

当社は次の製品に係る電子部品の受託加工を主な事業としております。

車載機器用ユニット

医療機器用ユニット

産業機器用(半導体製造装置)ユニット

オフィス・ビジネス機器用ユニット

社会生活機器用ユニット

その他機器用ユニット

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

本				社	栃木県日光市		
瀬	尾	I		場	栃木県日光市		
根	室	I		場	栃木県日光市		
杉	0	郷	エ	場	栃木県日光市		
轟		I		場	栃木県日光市		
烏	Щ	I.		場	栃木県那須烏山市		
株式	会社ボ	ン・ア	ティソ	ン	栃木県日光市		
株	式 会 社	大 日	光 商	事	栃木県日光市		
栃っ	電 子	工 業 株	式 会	社	栃木県栃木市		
株 式 :	会社NCネ	ットワークコ	ファクトリ	J —	東京都台東区		
NC NETWO	ORK, INC.				米国カリフォルニア州ロサンゼルス		
TROIS E	GINEERING PRETE	C HONG KONG LTD.			香港		
NEW TRO	IS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD.			中国深圳市		
TROIS E	LECTRONICS (WUXI)	CO., LTD.			中国無錫市		
TROIS (THAILAND) CO., LT	D.		タイ王国チョンブリ県			
TROIS V	IETNAM CO., LTD.			ベトナムハノイ市			
Huizhou	Trois CaiHuang E	lectronics Co., L	ΓD.		中国恵州市		

- (注) 1. 2021年8月にTROIS VIETNAM CO., LTD. を設立しております。
 - 2. 2021年12月に当社はHuizhou Trois CaiHuang Electronics Co., LTD. が実施した第三者割り当て増資を引受け子会社化しております。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
日本	566(162)名	22名増(1名減)
アジア	554 (674) 名	57名減(141名減)
その他	3 (0) 名	- (-)
合計	1,123 (836) 名	35名減(142名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者(パート、人材会社からの派遣社員を含みます。)は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2.使用人数が前連結会計年度末と比べて35名減少しておりますが、主にアジアについて中国子会社の人員数を削減したことによるものであります。
 - 3. 事業区分における「その他」は、北米の現地法人の事業活動を含んでおります。

②当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年	F度 末	比 増 減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	236 (87) 名				5名増	(17名減)			40. 8	裁				- 1	1.7年	:

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者(パート、人材会社からの派遣社員を含みます。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借	Ė		,	入			先	借	入	額
株	式	会	社	足	利	銀	行			2,472,350千円
株	式	会	社	群	馬	銀	行			2, 225, 460千円
株	式 会	社	商 工	組	合 中	央 :	金庫			1,382,865千円
株	式	会	社。	ب -	ず ほ	銀	行			1,090,703千円
株	式	\ 社	三	井	住	友 錐	行			1,040,948千円
株	式	会	社	栃	木	銀	行			638, 166千円
株	式 会	社	三	菱	U F	J 釒	艮 行			590,857千円
三	井 住	友(言 託	銀	行 株	式	会 社			305,000千円
農	林		中	央	:	金	庫			190,000千円
日	本 /	上 命	保	険	相	互 会	社			179,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. **株式の状況** (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

11,200,000株

(2) 発行済株式の総数

5,478,200株

(注)新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,800株増加しております。

(3) 株主数

1,709名

(4) 大株主 (上位10位)

会	社			 社			名	持	株	数	持	株	比	率
有	限	会	社	欅	1,046,340株				19	9. 47%				
株式	会 社 N C	ネット	ワー	ク		690, 0	000株			12	2.84%			
株式	会 社	足 利	銀	行		259, 2	200株			4	4.82%			
大日光	・エンジニア	リング従	業員持	株会		184, 2	200株				3.43%			
Щ	П	侑		男		168, 7	700株			ć	3. 14%			
三井	住 友 信 託	銀行構	式会	社		161, 4	100株				3.00%			
株式	会 社 商 工	組合中	央 金	庫		152,0	000株			4	2.83%			
I N T E	R A C T I V E	B R O K E	R S L	L C		145, 9	900株			4	2.71%			
Щ	П	琢		也		143, 5	500株			4	2.67%			
日本	生 命 保	険 相	互 会	社		128, 4	100株			4	2. 39%			

⁽注) 持株比率は自己株式 (103,282株) を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第1回新株予約権				
発行決議日		2013年5月27日				
新株予約権の数		20個				
新株予約権の目的となる株	式の種類と数	普通株式4,000株 (新株予約権1個につき200株)				
新株予約権の払込金額		無償				
新株予約権の行使金額		新株予約権1個当たり74,000円 (1株当たり370円)				
権利行使期間		2015年3月27日から 2023年2月28日まで				
	監査等委員でない取締役 (社外取締役除く。)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名				
役員保有状況	監査等委員でない社外取締 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —				
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 – 目的となる株式数 – 保有者数 –				

(注)2020年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、新株予約権の目的となる株式の数は調整されています。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	Щ	П	侑	男	TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. 代表取締役 NEW TROIS ELECTRONICS(SHENZHEN) LTD. 董事長
代表取締役社長 執行役員C00	山	П	琢	也	
取 締 役 執 行 役 員 C F 0	為	崎	靖	夫	経営企画室長
取 締 役	角	田	洋	晴	株式会社NCネットワークファクトリー代表取締役社長
取 締 役	相	馬	郁	夫	
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	高	野	節	子	
取 締 役 監 査 等 委 員	田	原	哲	郎	
取 締 役 監 査 等 委 員	千	﨑	英	生	

- (注) 1. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
 - 2. 相馬郁夫氏、田原哲郎氏、千崎英生氏は社外取締役であります。
 - 3. 当社は、社外取締役相馬郁夫氏及び田原哲郎氏、千崎英生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の決定方針等

当社の役員報酬(監査等委員である取締役を除く。)は、企業の持続的な成長にむけて健全な起業家精神を発揮出来る水準であるとの前提で、同規模の他社動向等を参照したうえで、役位、業績貢献度、勤務形態等を勘案して決定することを方針としております。

これらの基本方針及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬水準決定に当たっては、2.名の代表取締役が審議の うえ取締役会に提案し、取締役会において決議いたします。取締役の個別報酬については、取締役会において多角的な検討を行 い決定している為、報酬の内容は決定方針に沿っているものと判断しています。また、監査等委員である各取締役の報酬は、株 主総会決議金額の範囲内で監査等委員の協議により定めております。報酬体系は、毎期4月より1年間の固定報酬としておりま す。

(3) 取締役の報酬等の額

役	員	区	\triangle	支給	支 給 人 員 報酬等の総額 報酬等の種類別の総額(千円)					
172	具		分	(名)	(千円)	固 定 報 酬	業績連動報酬			
取(監	査 等	締 委 員 を		5	54, 450	54, 450	_			
取(監	查	締 等 委	役 員)	3	14, 850	14, 850	_			
合			計	8	69, 300	69, 300	_			

(注) 1. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は次のとおりであります。

社外取締役(監査等委員を除く)

1名 2,400千円

社外取締役(監査等委員)

2名 5,250千円

2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第41回定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役分年度額50百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない),監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)は5名(うち、社外取締役は1名)、取締役(監査等委員)は3名(うち、社外取締役は2名)となっております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況並びに当社と当該兼職先との関係 該当事項はありません。
- ② 当社及び特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

					出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	相	馬	郁	夫	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、経営における豊富な経験と幅広い見識 に基づき、適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	田	原	哲	郎	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席、13回開催の監査等委員会すべてに出席 し、経営に関する高い見識に基づき、公正な立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	千	﨑	英	生	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席、13回開催の監査等委員会すべてに出席し、経営に関する高い見識に基づき、公正な立場から適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

⑤ D&0保険契約内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定するD&0保険(役員等賠償責任保険)契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が 補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時は同内容での更新を予定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監查法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			35百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に 区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者(外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者) の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
 - 3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと 判断した場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項 該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人が、公正かつ高い倫理観をもって業務運営を行い、その大前提がコンプライアンスであるとの認識に立って全てのステークホルダーから信頼される経営体制を構築する。そのために、取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底する。また、内部監査室は、当社及び当社子会社の業務運営の状況・相互牽制機能の有効性を検証するとともに、職務執行が、法令等諸規則・定款及び社内規程に基づいて行われているか監査を実施し、その結果を社長が把握することによって適切に業務が運営されていることを確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、事後的に確認ができるように適切かつ確実に保存・管理を行う。取締役及び監査等委員である取締役(以下、監査等委員)は、これらの文書を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において取締役会は、企業活動の持続的発展にとって脅威となる全てのリスクに対処するための管理体制を適切に構築し、常にその体制を点検することによって有効性を検証するために、以下の事項を定める。

- ① リスク管理体制を強化するため、取締役会の決議によりコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、 社長を委員長として統轄部署を内部監査室とし、適宜リスク管理及びコーポレートガバナンスの状況を点 検し、その改善を図る。
- ② 事業遂行上の障害・瑕疵、重大な情報漏洩・信用失墜・災害等の危機に対して、予防体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において機動的な意思決定に基づき効率的な業務運営を行うために、以下の事項を定める。

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程に基づき、原則として取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委託する。執行役員は執行役員規程に基づき、取締役会で決定した事項に従い、社長の指示によって業務を執行する。
- ③ 円滑に業務を運営する機関として生産会議を設置し、業務上重要な事項を審議・決定する。生産会議は毎月1回以上開催する。
- ④ 予算管理規程に基づき、各事業年度における中期経営計画、年度計画を策定し、各部門の目標と責任を明確にし、予算と実績との差異分析を毎月行い、必要に応じて施策を講じることによって目標の達成を図る。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の自主性を尊重するとともに、子会社の管理部署を総務部とし、関係会社規程において事前協議事項を定めて、子会社の指導・育成と、当社・子会社双方の経営効率の向上を図る。

(6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査等委員がその職務を全うするうえで補助を必要とする場合は、監査等委員と協議のうえ当社の使用人 から任命し配置することとし、当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員の同意を得たうえで 決定する。

- (7) 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、ならびに、その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループの役員、使用人等は、監査等委員の要請に応じて、事業及びコーポレートガバナンスの状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
 - ② 当社グループの役員、使用人等は、重大な法令・定款及び社内規程違反、不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす懸念のある事実を知ったときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ③ 監査等委員が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように、監査等委員は取締役会への 出席のほかに、生産会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査等委員から要求のあった文書等 は、随時提供する。
- (8) 監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの取締役、使用人に対し、報告したことを理由として 不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、使用人に周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- (10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - ① 子会社を含め、全社において金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
 - ② 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
 - ③ 監査等委員は、それらの整備及び運用状況を監視し検証する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 子会社を含め、全社において反社会的勢力との関係を一切持たないことを旨とし、企業行動憲章において 「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定めて、役職 員への周知徹底を図るため、社内に掲示するとともに講習会・研修を実施する。
 - ② 総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理する。反社会的勢力からの接触を受けた役職員は直ちに上司あるいは総務部に報告する。総務部は平素から関連情報の収集に注力するため、警察・顧問弁護士等との定期的な情報交換を実施する。総務部長は、反社会的勢力からの不当要求と認識した場合あるいは被害が発生した場合は、直ちに社長あるいは取締役会に報告し対応を協議したうえで警察へ通報し、必要に応じて企業及び関係者の安全を確保しつつ法的措置を取る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内 部監査室がその運用状況を随時モニタリングしており、不適切な点を発見した場合には直ちに是正処理を行い ます。

<u>連結貸借対照表</u>

(2021年12月31日現在)

	資			産			の部	1		債		0	D	部
流		動	j	至	産		15, 450, 400	流	動	負	債			11, 366, 436
	現	金	及	び	預	金	1, 240, 636	支	払手	形及て	ド 買 掛	金		3, 030, 691
								電	子	記 録	債	務		1, 860, 817
	受 .	取 手	形及	とび	売 掛	金	3, 250, 288	短	期	借	入	金		3, 283, 048
	電	子	記	録	債	権	2, 469, 631	1	年内返	済予定の	長期借力	金		1, 423, 833
	14	品	及	び	製	品	767 990	IJ	<u> </u>	ス	債	務		91, 183
	商	口口	汉	0,	殺	пп	767, 220	未	払	法 人	. 税	等		83, 448
	仕		排	+		品	506, 142	早		職費月	月 引 当	金		289, 321
	原	材料	. 及	び	貯 蔵	品	6, 664, 904	そ		0		他		1, 304, 092
								固	定	負	債			6, 056, 039
	そ		0)		他	557, 655	長	期	借	入	金		5, 765, 148
	貸	倒	弓		当	金	△6, 077	IJ	<u> </u>	ス	債	務		143, 362
固		定	ì	至	産		5, 600, 580	退		付に存		債		138, 030
								繰		税金	負	債		796
1	1	形匠	固 5	Ē	資 方	産	4, 188, 259	そ		の		他		8, 702
	建	物	及て	ドー桿		物	1, 506, 160	負	債			計		17, 422, 476
	Hele -	+	98 T	L ブド	`Œ ∔án	Ħ	1 000 000		純	資	産		の	部
	機	表	直 が	ζ ()`	運 搬	共	1, 898, 099	株	主	資	本			2, 375, 468
	土					地	584, 885	資		本		金		876, 182
	そ		0)		他	199, 113	資		剰	余	金		613, 842
l .								利,		剰	余	金		923, 962
押	# :	形	固 5	Ē	資 方	産	138, 612	自 			株	式		△38, 518
拍	ひ 資	そ	の他	<u>a</u> の	資道	産	1, 273, 709			括利益		- ^		1, 044, 162
	投	資	有	価	証	券	664, 080			価証券記				19, 751
								繰			ジ損	益		1,596
	保	険	頛	Ė	<u> </u>	金	315, 759	為			整勘	定		1, 022, 814
	繰	延	税	金	資	産	61, 769	新		予 約 # 主				29, 890
						fsl-		非 3			持 分	- 1		178, 982
<u></u>	そ ***		0			他	232, 100	純	資	産		計 =:		3, 628, 504
Í	資	産		合		計	21, 050, 981	負	債 純	資 産 ———	合	計		21, 050, 981

連結損益計算書

(2021年1月1日から 2021年12月31日まで)

	科						目		金	額
売				上			高			29, 858, 758
売			上		原		価			26, 945, 817
	売		上		総		利	益		2, 912, 941
販	売	費	及	びー		管 珰				2, 716, 504
	営			業		利		益		196, 436
営		業		外	Ц		益			
	受			取		利		息	2, 383	
	受 仕		取		配		当	金	10,080	
	仕			入		割		引	305	
	消	耗	1	品	等	売	却	益	79, 310	
	助		成		金		収	入	16, 624	
	補		助		金		収	入	18, 373	
İ	受		取		補		償	金	332	
	受 為			替		差		益	53, 136	
İ	そ				0)			他	88, 951	269, 498
営		業		外	乽	ŧ	用			
	支			払		利		息	114, 536	
	支		払		手		数	料	3, 531	
	支支持	分	法	12	よる	投	資 損	失	57, 024	
	固	定	-	資	産	圧	縮	損	15, 017	
	そ				0)			他	607	190, 717
	経			常		利		益		275, 216
特			別		利		益			
	固	定	*	資	産	売	却	益	32, 487	
	段	階	取	得	に	係	る差	益	25, 063	57, 551
特			別		損		失			
	固	定	<u> </u>	資	産	売	却	損	111	
	固	定	_	資	産	除	却	損	7, 145	
	早	期 i			用引		金 繰 入	額	273, 028	280, 284
看			訓			当 期		益		52, 483
Ž	去 人	. 税	`	住	民 税		び事業	税	116, 376	
注		人		税	等	調	整	額	6, 248	122, 624
È	当		期		純		損	失		△70, 141
]		配材	朱 主	に帰	帰属す	る当		益		19, 886
亲	見会	社 柞	朱 主	に帰	帰属す	る当	当期 純損	失		△90, 028

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

	杉	Ė j	Ė j	資	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2 0 2 1 年 1 月 1 日 残 高	873, 690	611, 350	1, 067, 691	△38, 518	2, 514, 214
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2, 491	2, 491			4, 983
剰 余 金 の 配 当			△53, 700		△53, 700
親会社株主に帰属する当期純損失			△90, 028		△90, 028
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					-
連結会計年度中の変動額合計	2, 491	2, 491	△143, 728	-	△138, 745
2 0 2 1 年 1 2 月 3 1 日 残 高	876, 182	613, 842	923, 962	△38, 518	2, 375, 468

	そ	の他の包扌	舌利益累計	· 額			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	新 株	非支配株主 分	純 資 産 計
2 0 2 1 年 1 月 1 日 残 高	△78, 746	8, 167	688, 293	617, 714	20, 033	142, 842	3, 294, 805
連結会計年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							4, 983
剰 余 金 の 配 当							△53, 700
親会社株主に帰属する当期純損失							△90, 028
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	98, 498	△6, 570	334, 521	426, 448	9, 856	36, 140	472, 445
連結会計年度中の変動額合計	98, 498	△6, 570	334, 521	426, 448	9, 856	36, 140	333, 699
2021年12月31日残高	19, 751	1, 596	1, 022, 814	1, 044, 162	29, 890	178, 982	3, 628, 504

<u>貸 借 対 照 表</u> (2021年12月31日現在)

		産		0	D 部		負	債		σ,)	部
流	動	資	産		8, 016, 836	流	動	負	債			6, 646, 976
現	金	及び	預	金	253, 640	支			F	形		249, 438
受	E	取 手	1	形	172, 323	買		掛		金		1, 605, 375
売		掛		金	1, 944, 101	貫		記 録	債	務		1, 860, 817
電	子	記 録		権		短			入	金		1, 350, 000
l					2, 469, 314					- 1		1, 271, 096
商	品	及び		品	46, 862	J.		- ス	債	務		21, 479
仕		掛		品	247, 650	#		払	T)/	金		160, 683
原	材料	及び	貯 蔵	品	2, 356, 978	#		法人	税	等		58, 219
未	収	消費	税	等	95, 217	- 7		O ==	/ =	他		69, 867
そ		0		他	430, 747	固	定 長 期	負	債	_		4, 820, 851
固	定	資	産		6, 898, 826	‡ [借 - ス	入債	金務		4, 658, 977 88, 000
有	形固				1, 954, 528	j			川 当	金		72,874
l	//> LE	-1 /C				7		мп 13 3 О	/I =	他		1,000
建		6464		物	932, 396	` 負	- 債			計		11, 467, 828
構		築		物	66, 617		純純		産		の	部
機	械	及び	装	置	331, 716		主	資	本			3, 368, 741
車	両	運	搬	具	15, 020	資		本	숰	È		876, 182
エ	具	器 具	備	品	123, 996	資	本	剰	余 金	È		613, 842
土				地	484, 781	資	本	準	備	金		583, 182
無	形匠	5 定	資 産		60, 854	7	501	也 資 本	剰 余	金		30, 660
借		地		権	33, 700	利	益		全 全	- 1		1, 917, 235
l	-7	トゥ		ア		禾			備	金		47, 157
ソ	フ				22, 988	7			剰余	金		1, 870, 078
そ		0)		他	4, 165			途 積	立立	金		1, 100, 000
投資	そそ	の他の	資 産		4, 883, 442	_	繰越		剰 余	金		770, 078
投	資	有 価	証	券	182, 407	自				7		△38, 518
関	係	会 社	株	式	4, 344, 967	評価	-	奐 算 差 価証券評価	額 等	_		49, 202 50, 334
保	険	積	立	金	315, 759	繰	グ他有1		正在領句 損 益			$\triangle 1, 131$
繰	延	税金		産	34, 213	新	株	予約	権	ш.		29, 890
そ	/-	0		他	6, 095	純	 資			計		3, 447, 834
資				計	14, 915, 662		 債 純		口 合	計		14, 915, 662
~	产			ні	17, 515, 602	54	J로 마번	只 庄		μι		17, 010, 002

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

	科					目		金	額
売			上			高			12, 179, 010
売		上		原		価			10, 975, 061
	売		Ŀ	総	#	테	益		1, 203, 949
販	売	費及	び	一 般	管 理	費			1, 072, 533
	営		業		利		益		131, 415
営		業	外	43	Z	益			
	受		取		利		息	1, 131	
	受]	取	配	= =	当	金	5, 613	
	仕		入		割		引	305	
	消	耗	品	等	売	却	益	31,012	
	受]	取	賃	貨	章	料	2, 052	
	受]	取	補	ť	賞	金	332	
	補	J	助	金	Ц	又	入	15, 266	
	為		替		差		益	1,675	
	そ			Ø			他	26, 643	84, 033
営		業	外	費	B	用			
	支		払		利		息	47, 195	
	支	-	払	手	梦	汝	料	3, 531	
	固	定	資	産	圧	縮	損	15, 017	
	そ			Ø			他	567	66, 311
	経		常		利		益		149, 137
特		別		利		益			
	固	定	資	産	売	却	益	599	599
特		別		損		失			
	固	定	資	産	除	却	損	0	0
利				当 期	純	利	益		149, 737
污	ち ノ	税、		民 税	及び	事 業	税	56, 793	
污		人	税	等	調	整	額	△2, 936	53, 856
뇔	<u> </u>	期		純	利	IJ	益		95, 880

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

				ŧ	株	È	Ξ.		資		本		
			資	本	剰	余 金		利	益	剰 余	金		
	資	本 金			その他資	資本剰余金	利	益	その他利益剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株主資本
			資本準	備金	本剰余金	合 計	準	備金	別 途 積 立 金		合 計	株 式	合 計
2021年1月1日残高		873, 690	58	0, 690	30, 660	611, 350		47, 157	1, 100, 000	727, 897	1, 875, 055	△38, 518	3, 321, 577
事業年度中の変動額													
新株の発行(新株予 約 権 の 行 使)		2, 491		2, 491		2, 491							4, 983
剰余金の配当										△53, 700	△53, 700		△53, 700
当 期 純 利 益										95, 880	95, 880		95, 880
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計		2, 491		2, 491	-	2, 491		-	-	42, 180	42, 180	-	47, 163
2021年12月31日残高		876, 182	58:	3, 182	30, 660	613, 842		47, 157	1, 100, 000	770, 078	1, 917, 235	△38, 518	3, 368, 741

	評	価		換		算	差	額	4	等												
	その他有価証券評価差	 差額金	繰 延	^	ツ	ジ	損 益	評差	価額	· 等	換合	算計	新	株	予	約	権	純	資	産	合	計
2021年1月1日残高	Δ	.2, 328					483				Δ	1, 845				2	0,033				3, 33	9, 766
事業年度中の変動額																						
新株の発行(新株予 約 権 の 行 使)																						4, 983
剰余金の配当																					△5	3, 700
当 期 純 利 益																					9	5, 880
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	5	52, 662					△1, 615				5	1, 047					9, 856				6	50, 904
事業年度中の変動額合	5.	2, 662					△1,615				5	1, 047					9, 856				10	8, 068
2021年12月31日残高	5	0, 334					△1, 131				4	9, 202				2	9, 890				3, 44	7, 834

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

株式会社大日光·エンジニアリング 取締役会御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明典 業務執行社員 公認会計士 下田 琢磨 業務執行社員 公認会計士 下田 琢磨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大日光・エンジニアリングの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大日光・エンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含

む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我か国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

株式会社大日光・エンジニアリング 取 締 役 会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 明典 指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢磨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大日光・エンジニアリングの2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には 当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につきまして以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に 出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求 め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。 また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月7日

株式会社大日光・エンジニアリング 監査等委員会

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5.00円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は26,874,590円となります。

なお、中間配当金として1株当たり5.00円をお支払いしております。

③剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - ①事業の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の目的事項に追加、変更を行うものであります。
 - ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設け、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更簡所を示しております。)

変
(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種電子・電気機器の開発、設計、製造、販売 2. 労働者派遣事業 3. 情報システム及び各種電子機器に関するコンサルティング 4. 情報システム及び各種電子機器の開発、設計、販売 5. 情報システムに係るソフトウエアの開発、設計、販売 6. 情報システムに係るハードウエアの開発、設計、販売 7. 情報システムに係るハードウエアの開発、設計、販売 7. 情報システムに係るハードウエアの開発、設計、販売 7. 情報システム及び各種電子機器に係る教育及び訓練 8. ~19. 〈現行のとおり〉 20. 保育所、託児施設等の運営及び管理 21. ~23. 〈現行のとおり〉 24. 古物営業法に基づく古物商 25. 旅館業法に基づく方物商 25. 旅館業法に基づく旅館業 26. 飲食店の経営 27. 宇宙衛星に関連する電子機器の開発、設計、製造 28. 無人航空機・ドローンの開発、製造、販売、メンテナンス 29. 各種電子・電気機器に関する修理、メンテナンス業務 30. 各種生産設備、検査装置、それに付随する装置等の開発、
<u>設計、製造、販売</u> 31. 前各号に付帯関連する一切の事業
< 削除 >

現行定款	変	更	案
(所則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議をもって、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任につき、法令が定める範囲で免除することができる。 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第41回定時株主総会終結前の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項に定めるところによる。 〈新設 〉	第13条 当会社は 考書類等の内容で るものとする。 2 当会社は、たは一対して交 当会社はまたは一対して交 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	等の電子提供措置)は、株主総会の招集に際いる。 は、株主総会の招集に際いる。 を提供措置事項のうち法では、取締では、取締では、取締できる。 は、取締できる。 は、取締できる。 は、取締できる。 任限定契約に関する経過するとを要けた。 をできる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日限定契約に関する経過できる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでものできる。 ・日のでを。 ・日のでを。 ・日のできる。 ・日のでを。 ・日のでを。 ・日のでを、 ・日ので	子提供措置をと 一務省令で定めるも 対を請求した株主に しないものとす って、第41回定時 は23条第1項に につき、法令が定 場に関する社外)の当なお同定時 は、な対力をはに定める 計算) から2項に定める 計算) から2項に定める 計算) につかる考書類等の電 につかでは、定数第 については、定数第 は、なお効力を有す は、なお効力を有す と経過した日又は前

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)の選任をお願いするものです。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候番	補	者号	氏 (生 年	月	名 日)	略	歴	重	当 要	社	にな	お 兼	け	る 職	地の	位	及 状	び 況	担)	当	所 有 す る 当社の株式数
	1		やま ぐち 山 口 (1938年1	侑	**男 日生)	1979年 2020年 [重要な 1994年 2001年1	4月 :兼職 3月	TROIS I	表取締役 ENGINEEF	t会長C RING PI	C E O	HONG KO				(現任))				168, 700株
	2		やま ぐち 山 口 (1976年4			2012年 2013年 2016年 2017年 2017年 2018年 2020年	9月334841141414144	当社和取出 当社取取 当社和取出 当社和取出 当社和取出 当社和取出 当社和取出 当社社取出 当社社取出 当社社代 取出 社社代代 计工程代代 计工程代代 计工程 计工程 计工程 计工程 化二十二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	勒帝帝帝帝帝表帝帝表表表称令人祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖帝本传令代令祖帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝	本部長 上長兼務 上長兼 上長 上長 上長 上長 上長 上長 上長 上長 上長 上長	務生産者 長 長 青報シン部 を 青報 シ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	本部本部 ステム室 本部長 営業本部 員COO	長 長 (現任								143, 500株
	3		ため さき 為 崎 (1952年 7	*** 请		2006年1 2007年: 2008年: 2009年: 2011年。 2013年。 2016年。	10月 30月 33月 3月 4月 4月	当社教和当社取和当社取和当社取和当社取和当社取和当社取和当社取和	土 社長語 计设备 计记录 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计	室長 空管企画室 全長兼務 上長兼務 上長兼務 上長兼務 といる といる といる といる こうしゅう こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうし	国室長 医長	全画室長 全画室長 全画室長 全画室長	、財務	秀・経理・		門総招	4				47, 300株
	4		角 角 (1968年4	辩 :月7	情 情 日生)	1992年 2000年 2002年 2012年 2016年 2020年 2021年	9月 1月 9月 9月 6月	同社取約 NC N 株式会	生エヌシ 帝役(加 etwork, 生NCネ 生NCネ	/一ネッ 工事業 Inc. フ マトワ	ットワー 巻、経営 プレジラ フーク耳	- ク (現 営管理部 デント (文締役副	株式:門担:兼務)	 会社N(当)				=			15,000株

候番	補	者号	氏 (生	年	月	名 日)	略	歴	重	当 要	社	にな	お 兼	け	る 職	地 の	位	及 状	び 況	担	当)	所 有 す る 当社の株式数
	5		そう 相 (1946	* 馬 年8	いく 都 月 4	** 夫 日生)	1999年 1999年 2003年 2005年	1月 3月 4月 3月 3月 3月	キヤノ、同社取和同社中の同社常和ではません。	象事務機 帝役 象事務機 务取締役 ノファイ	第一 器事 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	事業部が業本部が	· 支 大会社代									2,000株

- (注) 1. 取締役候補者山口侑男氏は、TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. の代表取締役、NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD. の董事長を兼務しておりますが、この2社は、当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
 - 2. 相馬郁夫氏は社外取締役候補者であります。同氏はキヤノン株式会社常務取締役等を経て、2015年より当社の社外取締役であり、その就任年数は本総会終結の時をもって、7年となります。同氏の経営における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映し、職務を適切に遂行されるものと判断したことから社外取締役候補者といたしました。
 - 3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 4. 相馬郁夫氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
 - 5. 当社は、相馬郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る 請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補 填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じて おります。

次回更新時は同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするもので、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候 番	補	者号	氏 生	年	月	名 日)	略	歴	重	当 要	社	にな	お 兼	け	る 職	地の	位	及 状	び 況	担)	当	所有す の 株	
	1		たか 高 (195	の 野 2年2	せつ 節 月11日	亭 日生)	1983年 1993年 1999年 2004年 2012年 2020年	4月 4月 6月 3月	当社 当社 当社	取締役 取締役 取締役 取締役管	監 役		員(現任	E)								108, {	500株
	2		た 田 (1949	its 原)年1月	でっ 哲 引31日	⁵⁵ 郎 生)	1971年 2003年 2006年 2010年 2013年 2015年 2020年	4月 4月 4月 4月 4月 4月	佳能ヤヤヤも社	ノン株式 ノン電 ノン株式 社外監査	有会社子大会社	公司社:取締役:会社常:顧問		Ž	ティク	ス本部長	1111						一株
	3		`		がで 英 月16日	*生	2011年 2012年 2012年 2020年	12月 12月 3月	弁護露木		丰事務	所入所 查等委	(現任) 員 (現任	E)									-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 高野節子氏は当社取締役管理本部長を経て2012年より当社監査役に就任しており、管理部門を通じて当社業務に精通しております。この経験を活かして監査等委員である取締役(常勤)の職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
 - 3. 社外取締役候補者である田原哲郎氏はキヤノン株式会社の元役員であり2015年より当社社外監査役に就任しており就任年数は 7年となります。同氏の経営における豊富な知識と経験を活かし、監査等委員である取締役(社外)としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
 - 4. 社外取締役候補者である千崎英生氏は弁護士の資格を有しており、会社経営に関与しておらず2020年より当社社外取締役に就任しており就任年数は2年となります。特にM&A・法務監査・労使交渉等の経験を経て企業経営一般に関わる法令・実務に精通しており、モニタリングの実効性の確保を基礎とした会社の持続的成長に向け、同氏の企業経営に関する法務の豊富な知識と経験を活かし、監査等委員である取締役(社外)としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
 - 5.田原哲郎氏及び千崎英生氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
 - 6.当社は、田原哲郎氏及び千崎英生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る 請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新し ております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補 填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じて おります。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

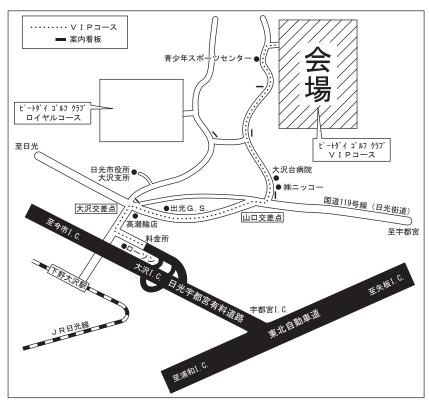
以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:栃木県日光市嘉多蔵668番地

ピートダイゴルフクラブVIPコース会議室

TEL 0288-26-4888



交通のご案内

日光宇都宮有料道路 大沢I.C.より車で5分 JR日光線 下野大沢駅より車で10分 東武日光線 下今市駅より車で25分

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては極力書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。